

令和5年4月3日
内閣官房
法務省
外務省
厚生労働省
国土交通省

今後の水際措置について

1. 令和5年1月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部決定に基づき新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されることに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る水際措置（臨時的な措置を含む）を終了する予定である一方で、新たな感染症の流入を平時においても監視するための「感染症ゲノムサーベイランス（仮称）」を5月8日に開始することとする。
2. 中国（香港・マカオを除く）からの直行旅客便での入国者に対しては、臨時的な措置として現在実施している「サンプル検査」を継続しつつ、4月5日以降、「出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書の提出」に替えて、従来措置である「出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書」又は「ワクチンの接種証明書（3回）」のいずれかの提出を求めることとする。

（参考）関係する航空会社に対して、従来措置である「出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書」又は「ワクチンの接種証明書（3回）」のいずれかの保持について、搭乗前の確認の徹底を引き続き要請しつつ、4月5日以降、入国時の確認を簡素化することとする。

（以上）

今後の水際措置について

(2023年4月5日以降順次適用)

2023年4月3日

4月3日、新型コロナウイルス感染症に関する今後の水際措置の詳細が公表されました。措置の概要は以下のとおりです。

1. 令和5年5月8日に予定されている新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る水際措置（臨時的な措置を含む）を終了する予定です。一方で、新たな感染症の流入を平時においても監視するための「感染症ゲノムサーベイランス（仮称）」が5月8日に開始されます。

2. 中国（香港・マカオを除く）からの直行旅客便での入国者に対しては、臨時的な措置として現在実施している「サンプル検査」を継続しつつ、4月5日以降、「出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書の提出」に替えて、従来の措置である「出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書」又は「ワクチンの接種証明書（3回）」のいずれかの提出を求めることとします。

(参考) 関係する航空会社に対して、従来の措置である「出国前 72 時間以内に受けた検査の陰性証明書」又は「ワクチンの接種証明書 (3 回)」のいずれかの保持について、搭乗前の確認の徹底を引き続き要請しつつ、4 月 5 日以降、入国時の確認を簡素化することとします。

3. 措置の詳細は、以下の別紙を参照してください。

別紙「今後の水際措置について」

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/20230403.pdf>

外務省の感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページを御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口 (検疫の強化)

日本国内から : 0120-565-653

海外から : +81-3-3595-2176 (日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）